

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 公共施設等の対象の拡大

特定事業の対象となる公共施設等にスポーツ施設及び集会施設を追加すること。

(第二条第一項第三号関係)

第二 公共施設等運営権に関する実施方針の変更提案に基づく変更

一 公共施設等運営権者は、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のために公共施設等運営権に係る公共施設等について維持管理としての工事を行おうとする場合において、当該公共施設等運営権に関する実施方針の公共施設等の規模又は配置に関する事項の変更が必要であると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、当該事項の変更についての提案（以下「変更提案」という。）をすることができ、るものとする。この場合においては、当該変更提案に係る実施方針の変更の案、当該工事による公共施設等運営事業についての効果の増進及び効率性の向上に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならないものとする。

二 変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、遅滞なく、当該変更提案について検討を加え、当該変更

提案に係る公共施設等の工事が公共施設等運営事業の適正かつ確実な実施の確保に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のため必要があると認めるときは、当該変更提案に係る実施方針の変更の案の内容をその内容とする実施方針の変更をすることができるものとする。

三 変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、二の規定による実施方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした公共施設等運営権者に通知しなければならないものとする。

四 公共施設等の管理者等は、二の規定による実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、当該変更後の実施方針を公表しなければならないものとする。

(第十九条の二関係)

第三 株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の業務の追加及び機構の保有株式等の処分期限の延長

一 機構の業務に、次に掲げる業務を追加すること。

1 特定選定事業を支援する事業を実施する民間事業者に対する専門家の派遣

2 特定選定事業を支援する事業を実施する民間事業者に対する助言

3 特定事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
(第五十二条第一項関係)

二 機構は、令和十年三月三十一日までにその保有する株式等の処分を行うよう努めなければならないこととされているところ、当該期限を令和十五年三月三十一日まで延長すること。
(第五十六条第二項関係)

第四 その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
(改正法附則第一項関係)

二 関係法律について所要の改正を行うものとする。
(改正法附則第二項関係)